



鳥取県建設工事検査規程等の運用についての一部改正について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成15年10月8日

管第1291号
平成15年10月8日

部内各課長 様

県土整備部長
(公印省略)

鳥取県建設工事検査規程等の運用についての一部改正について（通知）

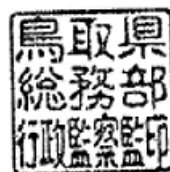
このことについて、別添写しのとおり行政監察監より通知がありましたので、平成15年10月15日以降の検査から適用してください。



行 第328号
平成15年10月1日

防 災 監
各 部 長
各 総 合 事 務 所 長
各 地 方 農 林 振 興 局 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長 } 様

行政監察監



鳥取県建設工事検査規程等の運用についての一部改正について（通知）

鳥取県建設工事検査規程の改正に伴い、鳥取県建設工事検査規程等の運用について（平成14年4月24日付行第6号鳥取県総務部行政監察監通知）の一部を別添の通り改正し、平成15年10月15日以降の工事検査について適用することとしたので、通知します。

改正後	改正前
鳥取県建設工事検査規程等の運用について 第1 鳥取県建設工事検査規程の運用について 第1条関係 1 鳥取県建設工事検査規程(昭和46年内閣第2号、以下「検査規程」という。)は、工事検査室が行う検査対象範囲について明らかにし、県が施工する建設工事(以下「県工事」という。)、県費補助に係る建設工事及び市町村等から検査を委託された建設工事の検査に関する取扱手続を定めたものである。 2 検査規程の対象とならない請負契約書の作成が省略された建設工事の検査については、検査規程に準じて適宜取扱いを定めて処理するものとする。 3 「知事が特に必要であると認めるもの」とは、直接補助工事の検査において専門的又は技術的な完成検査が必要なものとする。 二 第2条関係 1 中間検査は、次に掲げる工事以外の工事について行う。 (1) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。)が2,000万円未満の工事 (2) 切取、盛土及び単純な構造物の工事で、完成検査時に出来形、品質等の確認ができるもの (3) 二次製品を大量に使用するなど工法の簡単な工事 2 完成検査は、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第5条第3項の規定により知事が別に定める契約書の標準書式第38条に規定する部分引渡しの検査を含むものである。 三 第3条関係 1 工事検査室長は、次に掲げる工事について検査員を指名するものとし、その指名は、それぞれに定める者のうちから行うものとする。 (1) 一般土木工事で次に掲げるもの ア 請負対象設計金額が1億円以上の工事 検査専門員又は検査主幹のうち兼務の者以外のもの(以下「専任検査員」という。) イ 生活環境部(住宅環境課下水道室に限る。)、各総合事務所農林局及び各地方農林振興局並びに各総合事務所農土整備局及び各地方農土整備局(以下「生活環境部等」という。)以外の部局が監督する請負対象設計金額が1億円未満の工事 専任検査員 ウ 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円以上1億円未満の工事のうち鳥取市、若菜郡、八頭郡及び気高郡の区域に係る工事 専任検査員 エ 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事のうち鳥取市、若菜郡、八頭郡及び気高郡の区域に係る工事 検査専門員、検査主幹又は副主幹に任命された職員のうち兼務の者(以下「兼務検査員」という。) (2) 建設工事又は設備工事で次に掲げるもの ア 請負対象設計金額が500万円以上の工事 専任検査員 イ 生活環境部(管財課に限る。)、各総合事務所農林局及び各地方農林振興局並びに各総合事務所農土整備局及び各地方農土整備局(以下「総務部等」という。)以外の部局が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事 専任検査員 ウ 総務部等が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事のうち鳥取市、若菜郡、八頭郡及び気高郡の区域に係る工事 兼務検査員 (3) 県費補助に係る建設工事及び市町村等から検査を委託された建設工事 専任検査員 2 倉吉工事検査出張所長は、次に掲げる工事について検査員を指名するものとし、その指名は、原則としてそれぞれに定める者のうちから行うものとする。 (1) 一般土木工事で次に掲げるもの ア 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円以上1億円未満の工事のうち倉吉市及び東伯郡の区域に係る工事 専任検査員 イ 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事のうち倉吉市及び東伯郡の区域に係る工事 兼務検査員 (2) 建設工事又は設備工事で、総務部等が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事のうち米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係る工事 兼務検査員 3 米子工事検査出張所長は、次に掲げる工事について検査員を指名するものとし、その指名は、原則としてそれぞれに定める者のうちから行うものとする。 (1) 一般土木工事で次に掲げるもの ア 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円以上1億円未満の工事のうち米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係る工事 専任検査員 イ 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事のうち米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係る工事 兼務検査員 (2) 建設工事又は設備工事で、総務部等が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事のうち倉吉市及び東伯郡の区域に係る工事 兼務検査員 4 前3項に定める工事のうち専任検査員を指名すべきものについて、年度末等において専任検査員を指名することが困難である場合には、これらの規定にかかわらず、兼務検査員を指名することができる。 5 建設工事又は設備工事のうち兼務検査員を指名すべきものについて、工事を監督する課以外の課に所属する者を指名するために必要である場合には、第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定に定める区域の区分によらず指名し、又は専任検査員を指名することができる。 四 第4条関係 1 中間検査の時期について、「知事が必要と認めるとき」とは、県工事については、別表第1の工程区分の欄に応じ同表の検査時期欄に掲げるときとする。 2 出来形検査は、契約解除の際に契約担当者等から検査の請求があったとき行うものとする。 五 第5条関係 「特別の事情」とは、直ちに出来形検査を行う必要がある場合等をいう。 六 第8条関係 1 「関係機関」とは、県工事に係る施工について直接監督すべきとされている本庁事業主管課又は地方機関をいう。 2 「やむを得ない事情がある場合」とは、年度末等において関係機関の長又はその指名した職員の日理の調整が困難な場合その他緊急を要する事象の発生により立会いが困難となった場合をいう。 七 第10条関係 「大々的な修繕が必要と認められるとき」とは、別表第2に掲げる場合をいう。 八 第14条関係 建設工事の可否の決定者は、次のとおりである。 (1) 工事検査室長が指名する検査員が行う検査のうち、請負対象設計金額が5億円以上の建設工事の検査については、行政監察課が行う。 (2) 工事検査室長が指名する検査員が行う検査のうち、前号に規定する工事を除く建設工事については工事検査室長が行う。	鳥取県建設工事検査規程等の運用について 第1 鳥取県建設工事検査規程の運用について 第1条関係 1 この規程は、工事検査室が行う検査対象範囲について明らかにし、県が施工する建設工事(以下「県工事」という。))及び市町村等から検査を委託された建設工事に関する取扱手続を定めたものである。 2 建設工事とは、原則として建設業法(昭和24年法律第100号)別表に掲げる工事をいう。ただし、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第6条の規定により請負契約書の作成が省略された工事を除く。 二 第2条関係 1 中間検査は、次に掲げる工事以外の工事について行う。 (1) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。)が2,000万円未満の工事 (2) 切取、盛土及び単純な構造物の工事で、完成検査時に出来形、品質等の確認ができるもの (3) 二次製品を大量に使用するなど工法の簡単な工事 2 完成検査は、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第5条第3項の規定により知事が別に定める契約書の標準書式(以下「約款」という。))第38条に規定する部分引渡しの検査を含むものである。 三 第3条関係 1 工事検査室長は、次の工事の検査を行う検査員を指名する。 (1) 一般土木工事で次に掲げるもの ア 請負対象設計金額が1億円以上の工事 イ 生活環境部(住宅環境課下水道室に限る。)、農林水産部及び農土整備部以外の部局が所管する請負対象設計金額が1億円未満の工事 ウ 生活環境部(住宅環境課下水道室に限る。)、農林水産部及び農土整備部が所管する請負対象設計金額が1億円未満の工事のうち鳥取市、若菜郡、八頭郡、気高郡の区域に係る工事 (2) 建設工事で次に掲げるもの ア 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事 イ 農土整備部以外の部局が所管する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事 ウ 農土整備部が所管する請負設計対象設計金額が2,000万円未満の工事のうち鳥取市、若菜郡、八頭郡、気高郡の区域に係る工事 (3) 設備工事で次に掲げるもの ア 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事 イ 農土整備部以外の部局が所管する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事 ウ 農土整備部が所管する請負設計対象設計金額が2,000万円未満の工事のうち鳥取市、若菜郡、八頭郡、気高郡の区域に係る工事 (4) 市町村等から検査を委託された建設工事 2 工事検査出張所長は、前項(1)から(4)までに掲げる工事以外の建設工事の検査を行う検査員を指名する。 四 第4条関係 1 中間検査の時期について、「知事が必要と認めるとき」とは、県工事については、別表第1の工程区分の欄に応じ同表の検査時期欄に掲げるときとする。 2 出来形検査は、契約解除の際に契約担当者等から検査の請求があったとき行うものとする。 五 第5条関係 「特別の事情」とは、直ちに出来形検査を行う必要がある場合等をいう。 六 第8条関係 「関係機関」とは、県工事に係る施工について直接監督すべきとされている本庁事業主管課又は地方機関をいう。 七 第10条関係 「大々的な修繕が必要と認められるとき」とは、別表第2に掲げる場合をいう。 八 第14条関係 建設工事の可否の決定者は、次のとおりである。 (1) 工事検査室長が指名する検査員が行う検査のうち、請負対象設計金額が5億円以上の建設工事の検査については、行政監察課が行う。 (2) 工事検査室長が指名する検査員が行う検査のうち、前号に規定する工事を除く建設工事については工事検査室長が行う。

(3) 前2号に規定する工事以外の建設工事については、工事検査出張所長（以下「所長」という。）が行う。ただし、所長が自ら行った検査については、所長以外の検査員の合議を経るものとする。 第2 鳥取県事務処理権限規則の運用について 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）別表第4に規定する「知事が別に定めるもの」とは、次の建設工事とする。 1 一般土木工事で生活環境部等以外の部局が監督する請負対象設計金額が1億円未満のもの 2 建築工事又は設備工事で次に掲げるもの (1) 請負対象設計金額が500万円以上1億円未満の工事 (2) 総務部等以外の部局が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事 3 県費補助に係る建設工事及び市町村等から検査を委託された建設工事 第3 鳥取県行政組織規則の運用について 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第7条行政監察室の項第3号及び第34条の3第2号に規定する「知事が特に必要であると認めるもの」とは、直接補助工事の検査において専門的又は技術的な完成検査が必要なものとする。	(3) 前2号に規定する工事以外の建設工事については、工事検査出張所長（以下「所長」という。）が行う。ただし、所長が自ら行った検査については、所長以外の検査員の合議を経るものとする。 第2 鳥取県事務処理権限規則の運用について 鳥取県事務処理権限規則別表第4に規定する「知事が別に定めるもの」とは、次の建設工事とする。 1 一般土木工事で次に掲げるもの (1) 生活環境部（住宅環境下水道部に係る）、農林水産部及び県土整備部以外の部局が監督する請負対象設計金額が1億円未満の工事 2 建築工事で次に掲げるもの (1) 請負対象設計金額が2,000万円以上1億円未満の工事 (2) 県土整備部以外の部局が監督する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事 3 設備工事で次に掲げるもの (1) 請負対象設計金額が2,000万円以上1億円未満の工事 (2) 県土整備部以外の部局が監督する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事 (3) 倉吉地方県土整備局が監督する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事 第3 鳥取県行政組織規則の運用について 鳥取県行政組織規則第7条行政監察室の項及び第34条の3に規定する「知事が特に必要と認めるもの」とは、直接補助工事の検査において専門的、技術的な完成検査が必要なものとする。
---	---

(参考) 改正後全文

鳥取県建設工事検査規程等の運用について

平成14年4月24日付行第6号鳥取県総務部行政監察監通知

一部改正 平成14年8月14日付行第292号

平成15年10月1日付行第328号

第1 鳥取県建設工事検査規程の運用について

一 第1条関係

- 1 鳥取県建設工事検査規程（昭和46年内訓第2号。以下「検査規程」という。）は、工事検査室が行う検査対象範囲について明らかにし、県が施工する建設工事（以下「県工事」という。）、県費補助に係る建設工事及び市町村等から検査を委託された建設工事の検査に関する取扱手続を定めたものである。
- 2 検査規程の対象とならない請負契約書の作成が省略された建設工事の検査については、検査規程に準じて発注機関において適宜取扱いを定めて処理するものとする。
- 3 「知事が特に必要があると認めるもの」とは、直接補助工事の検査において専門的又は技術的な完成検査が必要なものとする。

二 第2条関係

- 1 中間検査は、次に掲げる工事以外の工事について行う。
 - (1) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。）が2,000万円未満の工事
 - (2) 切取、盛土及び単純な構造物の工事で、完成検査時に出来形、品質等の確認ができるもの
 - (3) 二次製品を大量に使用するなど工法の簡単な工事
- 2 完成検査には、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第5条第3項の規定により知事が別に定める契約書の標準書式第38条に規定する部分引渡し検査を含むものである。

三 第3条関係

- 1 工事検査室長は、次に掲げる工事について検査員を指名するものとし、その指名は、それぞれに定める者のうちから行うものとする。
 - (1) 一般土木工事で次に掲げるもの
 - ア 請負対象設計金額が1億円以上の工事 検査専門員又は検査主幹のうち兼務の者以外のもの（以下「専任検査員」という。）
 - イ 生活環境部（住宅環境課下水道室に限る。）、各総合事務所農林局及び各地方農林振興局並びに各総合事務所県土整備局及び各地方県土整備局（以下「生活環境部等」という。）以外の部局が監督する請負対象設計金額が1億円未満の工事 専任検査員
 - ウ 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円以上1億円未満の工

事のうち鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係る工事 専任検査員
エ 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事のうち鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係る工事 検査専門員、検査主幹又は副主幹に任命された職員のうち兼務の者（以下「兼務検査員」という。）

(2) 建築工事又は設備工事で次に掲げるもの

ア 請負対象設計金額が500万円以上の工事 専任検査員

イ 総務部（管財課に限る。）、各総合事務所農林局及び各地方農林振興局並びに各総合事務所県土整備局及び各地方県土整備局（以下「総務部等」という。）

以外の部局が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事 専任検査員

ウ 総務部等が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事のうち鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係る工事 兼務検査員

(3) 県費補助に係る建設工事及び市町村等から検査を委託された建設工事 専任検査員

2 倉吉工事検査出張所長は、次に掲げる工事について検査員を指名するものとし、その指名は、原則としてそれぞれに定める者のうちから行うものとする。

(1) 一般土木工事で次に掲げるもの

ア 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円以上1億円未満の工事のうち倉吉市及び東伯郡の区域に係る工事 専任検査員

イ 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事のうち倉吉市及び東伯郡の区域に係る工事 兼務検査員

(2) 建築工事又は設備工事であって、総務部等が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事のうち米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係る工事 兼務検査員

3 米子工事検査出張所長は、次に掲げる工事について検査員を指名するものとし、その指名は、原則としてそれぞれに定める者のうちから行うものとする。

(1) 一般土木工事で次に掲げるもの

ア 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円以上1億円未満の工事のうち米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係る工事 専任検査員

イ 生活環境部等が監督する請負対象設計金額が2,000万円未満の工事のうち米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係る工事 兼務検査員

(2) 建築工事又は設備工事であって、総務部等が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事のうち倉吉市及び東伯郡の区域に係る工事 兼務検査員

4 前3項に定める工事のうち専任検査員を指名すべきものについて、年度末等において専任検査員を指名することが困難である場合には、これらの規定にかかわらず、兼務検査員を指名することができる。

5 建築工事又は設備工事のうち兼務検査員を指名すべきものについて、工事を監督する課以外の課に所属する者を指名するために必要である場合には、第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定に定める区域の区分によらず指名し、又は専任検査員を指名することができる。

四 第4条関係

- 1 中間検査の時期について、「知事が必要と認めるとき」とは、県工事については、別表第1の工種区分の欄に応じ同表の検査時期欄に掲げるときとする。
- 2 出来形検査は、契約解除の際に契約担当者等から検査の請求があったとき行うものとする。

五 第5条関係

「特別の事情」とは、直ちに出来形検査を行う必要がある場合等をいう。

六 第8条関係

- 1 「関係機関」とは、県工事に係る施工について直接監督すべきとされている本庁事業主管課又は地方機関をいう。
- 2 「やむを得ない事情がある場合」とは、年度末等において関係機関の長又はその指名した職員の日程の調整が困難な場合その他緊急を要する事態の発生により立会いが困難となった場合をいう。

七 第10条関係

「大々的な修補が必要と認められるとき」とは、別表第2に掲げる場合をいう。

八 第14条関係

建設工事の可否の決定者は、次のとおりである。

- (1) 工事検査室長が指名する検査員が行う検査のうち、請負対象設計金額が5億円以上の建設工事の検査については、行政監察監が行う。
- (2) 工事検査室長が指名する検査員が行う検査のうち、前号に規定する工事を除く建設工事については工事検査室長が行う。
- (3) 前2号に規定する工事以外の建設工事については、工事検査出張所長（以下「所長」という。）が行う。ただし、所長が自ら行った検査については、所長以外の検査員の合議を経るものとする。

第2 鳥取県事務処理権限規則の運用について

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）別表第4に規定する「知事が別に定めるもの」とは、次の建設工事とする。

- 1 一般土木工事で生活環境部等以外の部局が監督する請負対象設計金額が1億円未満のもの
- 2 建築工事又は設備工事で次に掲げるもの
 - (1) 請負対象設計金額が500万円以上1億円未満の工事
 - (2) 総務部等以外の部局が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事
- 3 県費補助に係る建設工事及び市町村等から検査を委託された建設工事

第3 鳥取県行政組織規則の運用について

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第7条行政監察室の項第3号及び第34条の3第2号に規定する「知事が特に必要があると認めるもの」とは、直接補助工事の検査において専門的又は技術的な完成検査が必要なものとする。

中間検査の実施時期

種 区 分 工	検 査 時 期 及 び 進 捗 等
1 土木工事等	
(1) 河川工事	主要工種の進捗が40～60%程度完了したとき。
(2) 河川・道路構造物工事	〃
(3) 海岸工事	〃
(4) 道路改良工事	切取、盛土（路床を含む。）及び路側構造物が40～60%程度完了したとき。
(5) PC橋工事	・下部工…鋼管基礎が完了し、配筋施工時とする。ただし、現場打杭の場合は、70%程度施工したとき及び配筋施工したとき（2回）。 ・上部工…主桁製作が40～60%程度完了したとき。
(6) 舗装工事	上層路盤工等が概ね完了したとき。
(7) 砂防・地すべり工事	・ダム本体工は、コンクリート打設が40～60%程度完了したとき。 ・流路工（床止工、垂直壁、側壁、水叩コンクリート、ブロック積等）はコンクリート、ブロック積等が40～60%程度完了したとき。ただし、護床工、底張コンクリートがあるときは、その施工前。
(8) 鋼橋架設工事	・下部工…PC橋工事下部工に同じ。 ・上部工…床版の配筋が40～60%程度完了したとき。
(9) 公園工事	主要構造物の進捗が40～60%程度完了したとき。
(10) 共同溝等工事	〃
(11) トンネル工事	掘削が30%程度完了したときと、覆工が30%程度完了したとき（2回）。
(12) 下水道工事（集落排水施設、畑地灌漑等を含む。）	・管工事…掘削、管布設、集水渠等の進捗が40～60%程度完了したとき。
(13) 道路維持工事	主要構造物の進捗が40～60%程度完了したとき。
(14) 河川維持工事	〃
(15) CAB工事	〃
(16) 急傾斜工事	〃
(17) 港湾工事（水産関係工事を含む。）	主要工種の進捗が40～60%程度完了したとき。ケーソン製作がある場合は、その進捗が40～60%程度完了したとき（2回）。人工礁漁場、広域型増殖造成工事等で工場製作、現地組立施工のとき及び沈設前（2回）。
(18) 山腹法面工事（道路法面、治山工事を含む。）	吹付法枠工（コンクリート、モルタル吹付等）は、ラス張、配筋、型枠の施工が概ね完了したとき。
(19) 画的工事（区画整理、農地造成等）	整地（基盤整地、表土整地等）、水路、道路等進捗が40～60%程度完了したとき。
(20) ため池工事	堤体盛土の施工中で進捗が40～60%程度完了したとき。

別表第1-1 (第1の四関係)

工 種 区 分	検 査 時 期 及 び 進 捗 等
(21) その他工事 (防雪、防災、水路、災害等工事) 2 営繕工事	主要構造物の進捗が40～60%程度完了したとき。
(1) 建築主体工事	
* 木造建築物	建方 (小屋組)、軸組が完了し、内装下地に着手したとき。 (建築主体工事の進捗が30～40%程度。)
* 鉄筋コンクリート造建築物	
・ 階数が4以上の建築物	最上階又は最上階の下階 (又はその下の階) の配筋工事が完了したとき。(建築主体工事の進捗が30～40%程度。)
・ 階数が5以上の建築物	階数が2～4の内1の階の配筋工事が完了したとき。 (建築主体工事の進捗が20%～)
・ 農業集落排水施設	建屋の配筋工事が完了したとき。 (排水処理槽、建屋工事の進捗が50～60%程度。)
* 鉄筋造建築物	建方が完了し、軸組に着手したとき。 (建築主体工事の進捗が30～40%程度。)
(2) 設備工事	建築主体工事の進捗が60～70%程度であるとき。
* 電気設備工事	配管が完了し、入線、配線施工中であり、機器据付けに着手したとき。 (電気設備工事の進捗が30～40%程度。)
* 機械設備工事	天井隠蔽部分等の配管がほぼ完了し、大型機器を搬入したとき。 (機械設備工事の進捗が30～40%程度。)
* その他工事 (エレベーター、エスカレーター、プラント浄化槽設備等工事)	主要構造物の進捗が40～60%程度完了したとき。
(3) 大規模建築物、特殊 (特定) 構造及び改修 (改造) 等	その工事の内容及び進捗状況を勘案して必要に応じ、適当と認めたとき (2回以上。)

別表第2（第1の七関係）

- 1 橋脚の位置を間違え、上部工に影響する場合（位置、高さ）
- 2 基準高を間違え、前後の工事とすりつかない場合
- 3 PC桁に構造的な傷があり検討を要する場合（欠損、欠陥）
- 4 メタル橋のキャンバーが不足し、コンクリートを打設したら、逆キャンバーになるおそれがある場合
- 5 重要構造物に構造的なクラックが発生している場合
- 6 設計図書と異なる構造物を造り、クラックを生じさせた場合（設計では、覆工とインパートが同スパンでジョイントするようになっていたが、インパートを先行させ、上下のジョイントをずらして施工し、覆工にクラックがでている場合）
- 7 舗装の厚さが大半不足している場合
- 8 構造物の品質が著しく粗悪で、補強等の手直しを実施しても機能的に目的を達し得ないと考えられる場合
- 9 その他構造的な欠陥がある場合